

由利本荘市議会政策提案のための委員会所管事務調査ガイドライン

1. 目的

所管部局の事務事業に関する調査を能動的に行うことによって、行政執行の監視機能を充実させるとともに、専門性を発揮した政策提案や提言を目指し、常任委員会（総務・教育民生・産業建設）において、所管事務調査を行う。

2. 調査事項（テーマ）

各委員会の所管事務の範囲内で、「所管事務調査事項提案書（別紙１）」により、各委員会１～２項目程度具体的な調査テーマを決定し、「所管事務調査事項決定通知書（別紙２）」により議長に通知する。また、議長は本件について本会議で報告する。

3. 調査期間

調査期間は、委員の任期（２年間）終了までとする。

なお、期間内に調査が終了した場合、調査結果報告後、他のテーマを設定し調査できるものとする。

4. 調査手法

所管事務調査は、付託案件審査とは別の常任委員会の主体的なテーマ設定に基づく調査であり以下の内容を骨子とする。

- (1) 執行部からの現状説明・報告及び質疑
- (2) 委員間協議
- (3) 行政視察
- (4) 市内の現場視察
- (5) 市民団体・業界団体等との意見交換
- (6) 参考人招致など

5. 調査活動

所管事務調査の調査活動は、委員会で日時、場所、事件及び手法を決定し議長へ通知する。

6. 正副委員長会議

議長は必要に応じ、所管事務調査に関し日程や活動内容等の情報共有を図り調整を行う場として、正副委員長会議を招集する。

7. 調査報告

調査期間内にテーマごとの調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、本会議で報告する。

委員会で特に必要があると認めるときは、調査中のテーマについて「所管事務調査中間報告書」を議長に提出し、本会議で中間報告を行うことができる。

8. 意見のとりまとめ

報告書における意見のとりまとめの考え方は別に定める。(別紙3)

9. 市民への周知

「調査テーマ」、「調査過程」、「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載を基本として、随時情報発信を行う。

別紙 1

令和〇年〇月〇日

〇〇常任委員長 様

委員 〇〇〇〇

所管事務調査事項提案書

所管事務調査事項について、次のとおり提案します。

1. 所管事務調査事項
2. 提案理由
3. 本市の課題
4. 調査研究により予想される成果
5. その他（先進事例、先進自治体など）

別紙 2

令和〇年〇月〇日

由利本荘市議会議長 様

〇〇常任委員長

〇〇〇〇

所管事務調査事項決定通知書

本委員会は、所管に属する下記事項について調査することを決定したため、会議規則 105 条の規定に基づき通知します。

記

1. 調査事項

2. 調査目的

3. 調査方法

「由利本荘市議会政策提案のための委員会所管事務調査ガイドライン」による

4. 調査期間

委員の任期（2 年）終了まで

委員会における意見のとりまとめ

調査終了後、各委員会において意見を取りまとめ、「所管事務調査報告書」を議長に提出する。
意見のとりまとめにあたっては、以下の段階に留意する。

1. 全会一致とならない意見（個別意見）

▷委員長報告において各委員の意見として報告

2. 全会一致となった意見（委員会意見）

▷委員長報告で委員会意見として報告。

また、政策提案・実現のための手法を協議・決定する。以下の手法が考えられる。

（1）提言書の市長送付

▷「所管事務調査報告書」に提出予定の提言書案を参考資料として添付する。

全員協議会での意見聴取、本会議での委員長報告後、議会として市長に送付する。

（2）委員会発案

▷「所管事務調査報告書」に提出予定の委員会発案を参考資料として添付する。

全員協議会での意見聴取し、調整した内容で委員会発案として議長提出する。

①国・県等への意見書の提出

②本会議での決議

③条例制定

※「所管事務調査報告書」の提出後、全員協議会において所管事務調査報告書、提言書案、委員会発案について委員長より説明し、各議員の意見を聴取し補正した上で提言書（案）及び委員会発案を議長に提出する。

※委員会発案については、所管事務調査の委員長報告と同日の本会議に上程し採決を行う。